

金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則の一部改正(案)の概要

1 改正の趣旨

当奨励金の目的は、公共職業能力開発施設等において、就労のために技能を習得し、それを活かして雇用の促進及び定着を図ることにあります。

公共職業能力開発施設等は複数回入校できることから、過去に奨励金の交付を受けた方が再び入校した場合に、改めて奨励金の交付申請があったときは、奨励金を交付するといった事例が生じています。

このことに鑑み、公平の原則の徹底とともに、職場定着と就労意欲の強化を図るため、重複して奨励金の交付はしないものと改めます。

2 改正の内容

過去に、本市から奨励金の交付を受けたことがある方は、重複して当該奨励金の交付を受けることができない旨を規定します。

ただし、過去に交付を受けた種別（中高年齢・障害のある方）とその種別を別にした場合は、奨励金の交付を受けることができることとします。

3 施行期日

平成27年4月1日（予定）